委員会を傍聴される方へ

1　委員会の傍聴中は、当日配付する傍聴証を胸元に着用してください。

2　委員会では、係員の指示に従ってください。

3　委員会室では、次の事項を守ってください。

　(1)　静粛にすること。

　(2)　委員会室における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を

表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。

　(3)　携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

　(4)　飲食又は喫煙をしないこと。

　(5) その他委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為を

しないこと。

4　委員会室での写真撮影、録音等をしようとするときは、許可が必要ですので、

あらかじめ係員に申し出てください。